

一般社団法人在日中国朝鮮族経営者協会定款

平成27年 8月26日 作成
平成 年 月 日 認証
平成 年 月 日 設立

一般社団法人在日中国朝鮮族経営者協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人在日中国朝鮮族経営者協会と称し、英文表記をKorean-Chinese Employers' Association in Japan、略称をKEAJとする。

(目的)

第2条 当法人は、在日中国朝鮮族企業及び中国朝鮮族企業の相互協力並びに日本企業との交流を促進し、世界各国の中国朝鮮族組織との連携を強め、もって会員企業の発展と地域経済の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 経営、財務、経理、総務、労務に関する提言、支援及びコンサルティングに関する事業
- 2 新規ビジネス、投資等に関する企画、立案、支援及びコンサルティングに関する事業
- 3 在日中国朝鮮族に対しての支援及び援助に関する事業
- 4 関係団体、個人等に対する連絡、協力、調整、連携、交流、提言及び支援に関する事業
- 5 各種講演会、研修会、セミナー、イベント等の企画、立案、実施、運営に関する事業
- 6 海外の技術者及び実習生の受入及び管理事業
- 7 企業、団体等の海外進出に関する相談、支援、援助及びコンサルティングに関する事業
- 8 國際交流の推進に関する事業
- 9 その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地等)

第3条 当法人は、東京都中央区に主たる事務所を置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(入会及び会員区分)

第5条 当法人の会員は4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）上の社員とする。

- (1) 正会員　　日本国の法律に基づいて設立され、中国朝鮮族が創立、経営、運営又は代表を務める法人、或いは中国朝鮮族にルーツを持つ者が経営、運営する法人のうち、当法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 個人会員　日本において経済又はそれに準ずる活動に従事しようとする中国朝鮮族である個人のうち、当法人の目的に賛同して入会したもの
- (3) 賛助会員　当法人の事業を賛助するために入会した法人又は団体
- (4) 特別会員　当法人の発展に貢献した者、当法人の目的に賛同し、その活動に従事しようとするために入会した個人又は団体

2 当法人の会員となるには、当法人が別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額は社員総会において定める。

3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(退会)

第7条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (5) 会員である法人が解散したとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる数をもって行なわれる決議に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき
- (4) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第 10 条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

- 第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(種類)

- 第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(社員総会の権限)

- 第 13 条 社員総会は、法令の定める事項及び定款で定めた事項のほか、当法人の運営に関し重要な事項について決議する。

(社員総会の招集時期)

- 第 14 条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(社員総会の招集)

- 第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の6分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 前項の請求があったときは、代表理事はその請求があった日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 社員総会の招集通知は、社員総会の日の1週間前までに、各社員に対して招集通知を発しなければならない。

(社員総会の議長)

- 第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

- 第 17 条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

- 第 18 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもつて行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の員数)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事又は監事は、当法人の会員（法人及び団体においてはその代表者）の中から社員総会の決議により選任する。ただし、監事は、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第22条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。

3 理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事の制限)

第24条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(役員の任期)

第 25 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 26 条 役員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 28 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 30 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 定時理事会は、2ヶ月に1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもつて代表理事に招集の請求があったとき

(招集)

第 31 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(理事会の決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、当該理事会において、理事の中から選出する。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。ただし、代表理事が理事会に出席しなかったときは、その理事会に出席した理事及び監事が署名又は記名押印するものとする。

第 6 章 分会及び聯誼会

(設置等)

第 35 条 当法人の目的に基づく事業を活発に行うため、日本国内の必要な地域に分会を設置し、海外に聯誼会を設置することができる。

- 2 分会及び聯誼会は、社員総会の決議により設置する。
- 3 分会及び聯誼会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第 36 条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、社員総会において選任および解任する。
- 3 前各号に定めるもののほか、名誉会長及び顧問に関し必要な事項は社員総会において定める。

(名誉会長及び顧問の職務)

第 37 条 名誉会長及び顧問は、重要会務について、意見を述べ又は勧告することができる。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 38 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の推薦を受け、代表理事がこれを任免する。
- 4 事務局は、必要に応じて理事会の承認を得て事務職員を雇用することができる。

第 9 章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第 39 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 40 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 41 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第 10 章 資産及び会計

(資産)

第 42 条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 43 条 当法人の資産は、代表理事が管理する。

(事業年度)

第 44 条 当法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第 1 項の書類及び監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 47 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第 11 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 49 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 50 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 附 則

(最初の事業年度)

第 51 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 28 年 8 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 52 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	金 万哲
設立時理事	全 虎男
設立時理事	李 大元
設立時代表理事	金 万哲
設立時監事	吉川 健志

(設立時社員)

第 52 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都中央区日本橋小網町3番14号 茅場町K-1ビル502

設立時社員 株式会社多言語システム研究所

東京都台東区上野三丁目22番8号 新ジイドビル9F

設立時社員 株式会社ウィツツテクノロジー

(法令の準拠)

第 53 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人在日中国朝鮮族経営者協会の設立のため、設立時社員株式会社多言語システム研究所、同株式会社ウィツツテクノロジーの定款作成代理人である行政書士林洋志は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成27年 8月26日

設立時社員 株式会社多言語システム研究所
代表取締役 金 万哲

設立時社員 株式会社ウィツツテクノロジー
代表取締役 全 虎男

定款作成代理人 行政書士 林 洋志